

テーマ 1 相続税法の概要

理論：重要度 ー

計算：重要度 ー

相続税法は、国税三法と称されるように、所得税法及び法人税法とともに国税の中心を担っている。なお、相続税法は、民法が存在することを前提として作られた法律である。したがって、相続税法は、民法の用語を用いて規定を定め、その規定中には民法の規定を引用するものが存在する。そこで、ここでは、今後の学習を行う上で必要不可欠な用語の意義を中心に学習する。

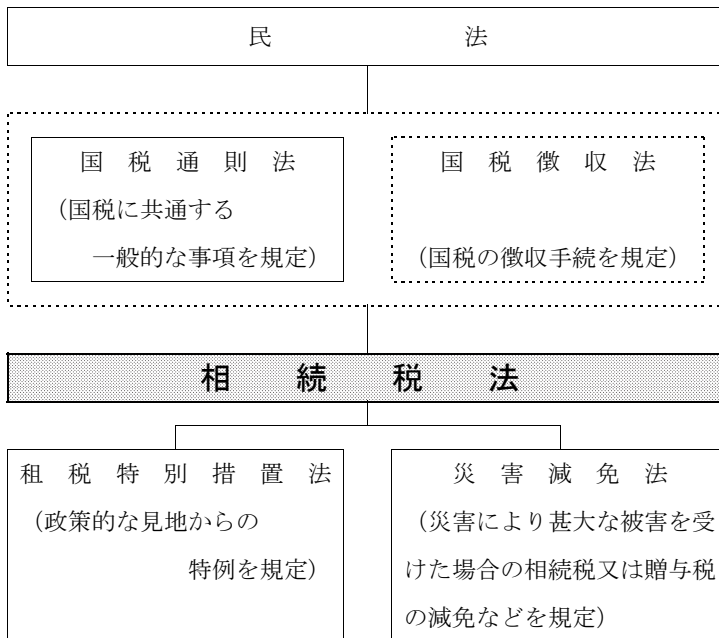
このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1－1	相続税法の学習範囲	No.1 第1回
1－2	相続税法の概要	No.1 第1回
1－3	相続、遺贈及び贈与の意義	No.1 第1回
1－4	承認と放棄	No.1 第1回
1－5	親族等に関する基礎知識	No.1 第1回

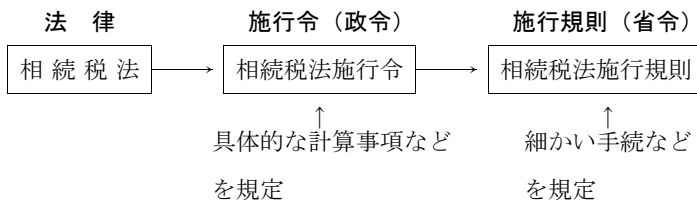
1 - 1 相続税法の学習範囲

税理士試験における相続税法の出題範囲は「相続税法に関連する他の法令に定める関係事項を含む。」とあるため、相続税法のみならず次のように民法、国税通則法及び租税特別措置法なども含めて学習する必要がある。ただし、国税徴収法は独立した試験科目とされているため出題範囲から除かれている。

1 相続税法と他の法律との関係

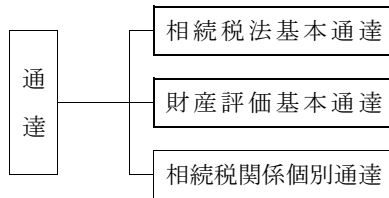


2 法律構成



㊦ 通 達

租税関係法令の解釈については、国税庁長官が定める「通達」がある。これに納税者が直接拘束されるわけではないが、試験では尊重しなければならない。



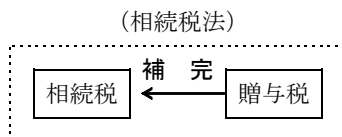
※ 通達は、理論問題には、基本的に必要ではないが、計算問題を解くための解釈として必要である。

※ 通達の学習は、「相続税法基本通達」及び「財産評価基本通達」が中心となる。

1 - 2 相続税法の概要

相続税法では、一つの税法中に相続税と贈与税の二つの税目が規定されているため、一税法二税目であるという特徴がある。

【図 解】



1 相続税を課する意義

相続税は、富の再分配を行うために設けられたものである。

遺産を承継することによって貧富が確定してしまうことは適当ではないという社会政策的な見地から、経済的な機会均等を目指して、ある者の死亡により財産が移転した場合に、その遺産の一部を租税の形で国が吸収することが適当であるということにより相続税を課税している。

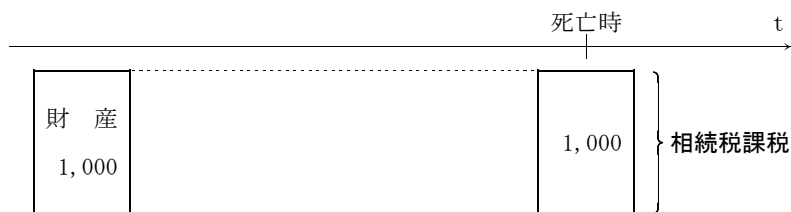
2 贈与税を課する意義

贈与税は、相続税を補完するために設けられたものである。

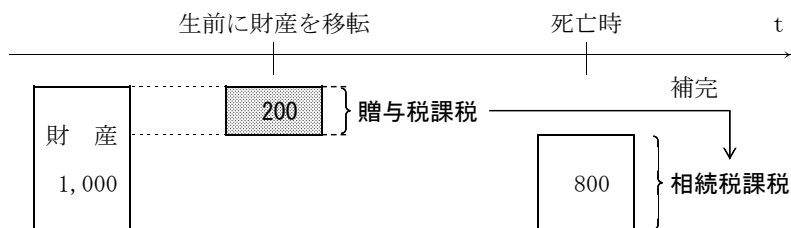
相続税はその課税目的から、**1**のとおり、ある者が死亡した時点で移転した財産に課税するものであるため、その死亡した者が生前に自己の財産を他の者に移転してしまったような場合には、その財産に対して相続税を課税することができないという問題が生ずる。そこで、相続税の課税目的を遂げるためには、生前の財産の移転に対して、贈与税を課税する必要がある。

【図 解】

(1) 生前に財産を移転しなかった場合



(2) 生前に財産を移転した場合



3 相続税と贈与税の特徴

(1) 財産課税

相続税は人が死亡した時点で移転した財産に、また、贈与税は生前に移転した財産に着目して課する。

(2) 財産の無償移転が課税原因

相続税は死亡時に、また、贈与税は生前に無償で財産を取得したときに課する。

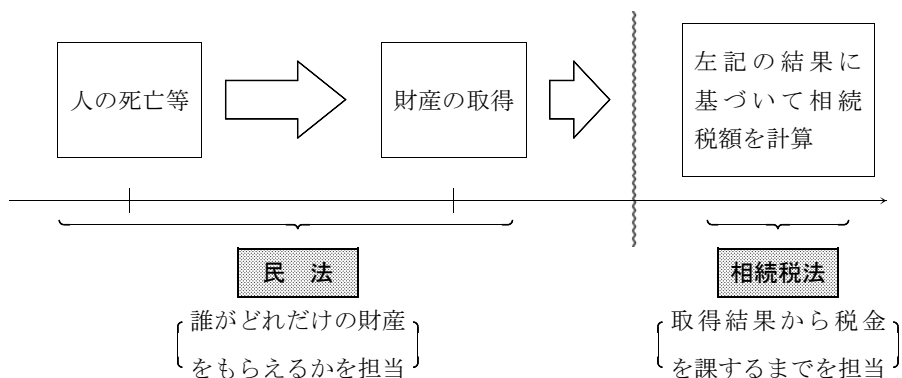
(3) 財産の取得者に対して課税

相続税及び贈与税は、財産を取得した者に対して課する。

4 民法との関係

相続税法は、民法が存在することを前提として作られた法律である。これは、人が死亡した場合のその死亡した者に属する財産（遺産）の取扱い等について定めた法律が民法であり、相続税法は、この取得の結果に基づいて相続税額を計算することについて定めた法律である。したがって、相続税法は、民法の用語を用いて規定を定め、その規定中には民法の規定を引用するものが存在する。

【図 解】



今回のポイント

1. 相続税法は、一税法二税目の法律である。
2. 贈与税は、相続税の補完税である。
3. 相続税は死亡時に移転した財産に、贈与税は生前に移転した財産に着目して課する。
4. 相続税及び贈与税は、財産の無償移転があったときに課する。
5. 相続税及び贈与税は、財産を取得した者に対して課する。

1-3 相続、遺贈及び贈与の意義

相続税及び贈与税は、財産が無償で移転することに着目して課する税であり、その課税原因である**相続、遺贈及び贈与**とは**無償移転の形態**を表す用語である。

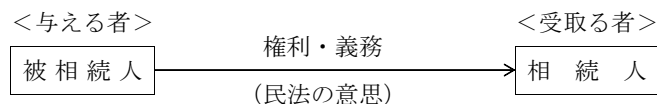
1 相続

(1) 定義（民法896）

相続とは、**民法が定めた無償移転の形態**であり、人の死亡によってその死亡した人（**被相続人**）の財産に属していた**一切の権利義務**を、その死亡した人と一定の血族関係あるいは配偶関係にある人（**相続人**）が**包括的に承継**することをいう。

ただし、死亡した者の一身に専属するもの（税理士の資格等）については、承継できない。

【図 解】



(2) 相続の開始（民法882）

相続は、人の死亡によって開始する。したがって、死亡の時点で財産は相続人に移転する。

(3) 課される税の区分

相続は、被相続人の死亡時に財産が移転するため、**相続税**の課税原因となる。

2 遺 贈

(1) 定 義 (民法964)

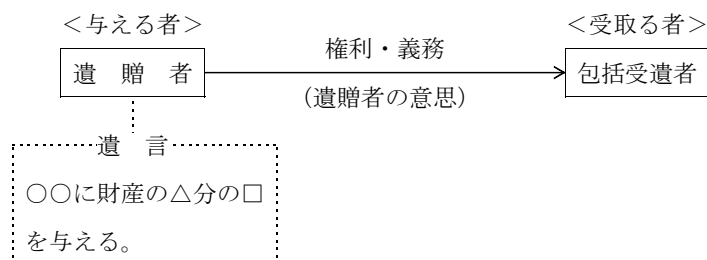
遺贈とは、**遺言**による財産的利益の無償の譲渡をいう。したがって、**死亡した人の意思**に基づく財産の無償移転であると言える。遺贈により財産を与える者を**遺贈者**といい、財産を受取る者を**受遺者**という。

なお、遺贈には、**包括遺贈**と**特定遺贈**の2種類がある。

① 包括遺贈

包括遺贈とは、**遺言**により示された割合に基づいて、受遺者が**包括的に権利義務を承継**する遺贈である。包括遺贈を受ける者を**包括受遺者**といい、権利義務を包括的に承継することが相続人と外観上同一であるため、民法第990条において、相続人と同一の権利義務を有することとされている。

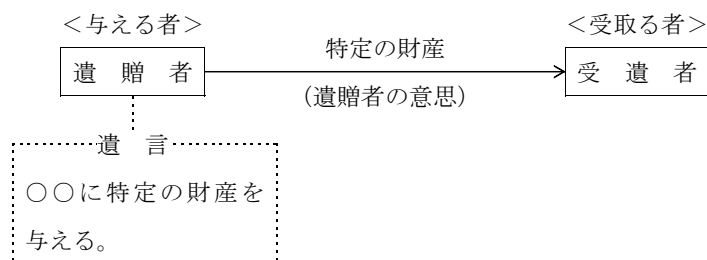
【図 解】



② 特定遺贈

特定遺贈とは、**遺言**により遺産中の**特定の財産**（一般的には特定の権利）を指定して、**その財産のみを承継**させる遺贈である。

【図 解】



(2) 遺言の効力発生の時期 (民法985)

遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。したがって、死亡の時点で財産は受遺者に移転する。

(3) 課される税の区分

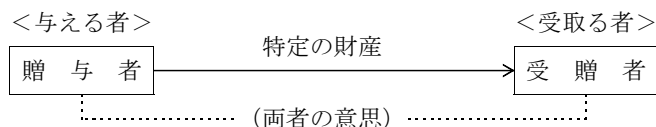
遺贈は、遺贈者の死亡時に財産が移転するため、**相続税**の課税原因となる。

3 贈 与

(1) 定 義 (民法549)

贈与とは、当事者の一方が自己の財産（一般的には**特定の権利**）を無償で相手方に与えるという意思表示し、相手方がこれを受諾することにより成立する片務契約をいう。贈与により財産を与える者を**贈与者**といい、財産を受取る者を**受贈者**という。

【図 解】



(2) 死因贈与 (民法554)

贈与の中には、死因贈与があり、これは、通常の贈与とは別の取扱いとなる。

① 定 義

死亡により効力を生ずる贈与を**死因贈与**という。贈与者が「自分が死んだら、この土地をAに与える。」という形態でなす贈与である。

② 取扱い

死因贈与は、死亡によりその効力が生じ、財産の移転が起こることが外観上遺贈に似ているため、民法上も、相続税法上も贈与と同じには取扱わず、**遺贈と同様に扱う**。

(3) 課される税の区分

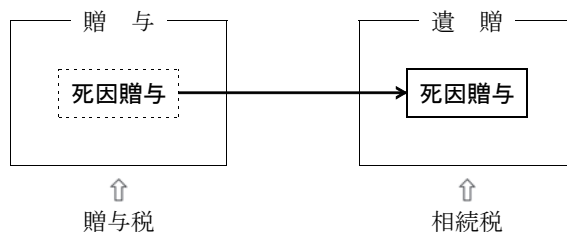
① 贈与（死因贈与を除く）

贈与は、贈与者の生前に財産が移転するため、**贈与税**の課税原因となる。

② 死因贈与

死因贈与は、贈与者の死亡時に財産が移転するため、**相続税**の課税原因となる。

【図 解】





参 考 財産の意味（名称）

一般に（民法上）財産には、プラスの財産とマイナスの財産とがあり、**権利**はプラスの財産（積極財産）を、**義務**はマイナスの財産（消極財産）を指している。

なお、相続税法上は、プラスの財産を**財産**と呼び、マイナスの財産を**債務**と呼んでいる。



今回のポイント

1. 無償移転の3形態

区分 形態	呼 称		移 転 の 形 態	誰 の 意 思 か	財 産 の 移 転 時 期	税 の 区 分
	与える者	受取る者				
相 続	被相続人	相 続 人	権利・義務を 包括的に承継	民法の意思	死 亡 時	相 続 税
遺 贈	遺 贈 者	受 遺 者	※	遺 贈 者 の 意 思		
贈 与	贈 与 者	受 贈 者	特定の権利 のみを承継	両者の意思 （契 約）	生 前	贈 与 税

※ 特定遺贈…特定の権利のみを承継

包括遺贈…権利・義務を包括的に承継

2. 死因贈与（死亡により効力を生ずる贈与）の取扱い

死因贈与は、贈与から除き、遺贈に含める。

1-4 承認と放棄

テーマ1-3で財産の無償移転の3形態を学習したが、相続、遺贈、贈与が誰の意思を反映した財産の移転であるかを考えると、次のようになる。

	法律の意思	与える者の意思	受取る者の意思
相続	○	×	×
遺贈	——	○	×
贈与	——	○	○

相続及び遺贈については、民法において、財産を受取る者の意思を反映させるために、承認と放棄という制度を設けている。

	言葉の意味
承認	相続（遺贈）により財産を 取得する という意思表示
放棄	相続（遺贈）により財産を 取得しない という意思表示

なお、贈与については、承認と放棄という制度はない。

■ 相続・遺贈の承認と放棄

(1) 相続の承認と放棄（民法915）

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について承認又は放棄をしなければならない。

※ 通常の問題においては、相続の放棄をした旨だけが資料として与えられ、放棄をしていない者については（単純）承認したものとして取扱う。

(2) 遺贈の承認と放棄（民法986）

受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。

※ 通常の問題においては、遺贈の放棄をした者はいない。

(3) 相続・遺贈の承認と放棄の関係

「相続の承認・放棄」と「遺贈の承認・放棄」は別々に行うため、相続の放棄をした者であっても遺贈により財産を取得することがあり得る。



参 考

単純承認と限定承認

民法における承認には、単純承認と限定承認がある。

単純承認は、相続人が被相続人の権利義務を無制限に承継するのに対し、限定承認は、相続人が被相続人から得た財産（積極財産）の範囲内で被相続人の債務等を弁済するという条件を付けて承認するものである。

なお、限定承認は、相続の放棄と同様、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内にしなければならない。

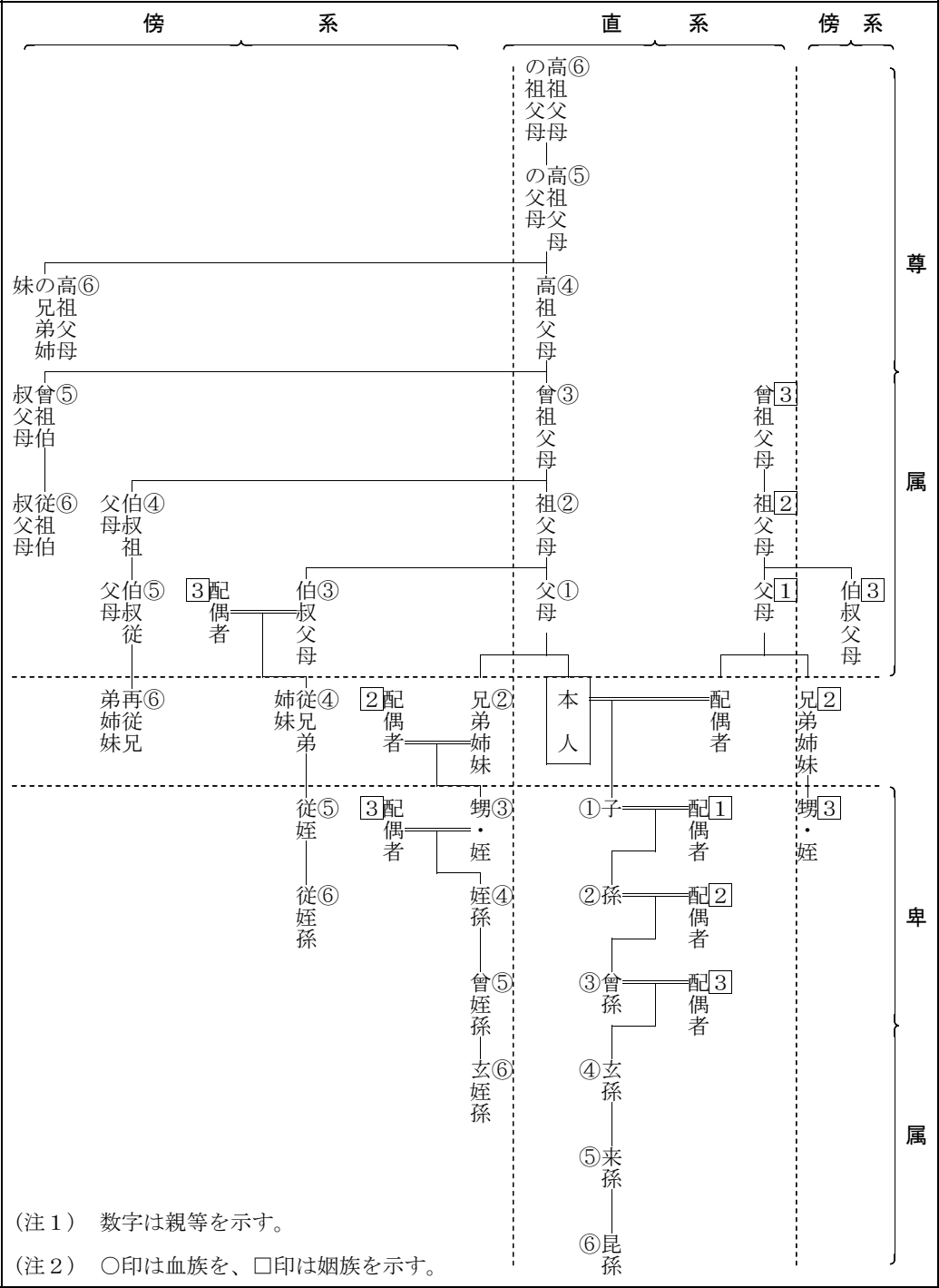


今回のポイント

相続の承認及び放棄と遺贈の承認及び放棄は、別々に行うため、相続の放棄をした者であっても遺贈により財産を取得することがあり得る。

1-5 親族等に関する基礎知識

【親族図】

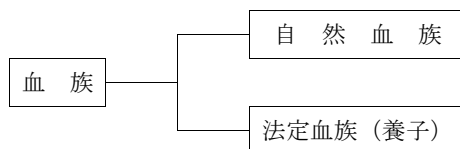


■ 用語の意義

(1) 血 族

血族とは、血統のつながりのある者をいう。

<血族の分類>



(2) 姻 族

姻族とは、婚姻によってできる姻戚関係をいう。

※ 具体的には「本人の配偶者の血族」及び「本人の血族の配偶者」をいう。

(3) 親 族

親族とは、配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族に該当する者をいう。

※ 親等は、世代が1つ上がるごと、下がるごとに計算する。したがって、例えば兄弟姉妹は、一旦父母に上って、兄弟姉妹に下がるので2親等となる。

(4) 直 系

直系とは、血統が直線的、つまり直上直下していることをいう。

※ 本人の配偶者からみて直系である者は、本人からみた場合においても直系となる。

(5) 傍 系

傍系とは、血統が祖先のある者（始祖という。）から出た異なる直系に属する者の相互間のことをいう。

※ 言い換えれば、血統が始祖により連結している者のことである。

(6) 尊 属

尊属とは、自分より世代が上にある者のことをいう。

(7) 卑 属

卑属とは、自分より世代が下にある者のことをいう。

※ 兄弟姉妹、従兄弟姉妹等は、尊属にも卑属にも該当しない。

(8) 直系尊属

直系尊属とは、直系で、かつ、尊属である他に、血族である者をいう。

(9) 直系卑属

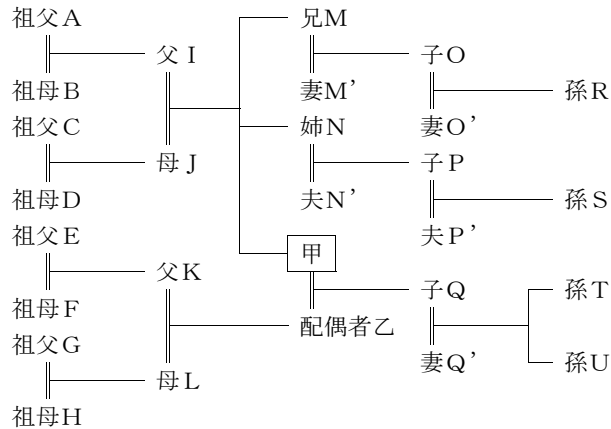
直系卑属とは、直系で、かつ、卑属である他に、血族である者をいう。

(10) 直系血族

直系血族とは、直系尊属と直系卑属とを合わせた範囲をいう。

設 例 《直系尊属、直系卑属及び直系血族の判定》

甲の親族は、次のとおりである。



解 説

(1) 直系尊属

直系尊属は、直系で、かつ、尊属である他に、血族である者をいう。配偶者乙の父母（K、L）及び祖父母（E、F、G、H）は、直系で、かつ、尊属であるが、姻族であるため、該当しないこととなる。

甲の直系尊属……祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、父I及び母J

(2) 直系卑属

直系卑属は、直系で、かつ、卑属である他に、血族である者をいう。妻Q'は、直系で、かつ、卑属であるが、姻族であるため、該当しないこととなる。

甲の直系卑属……子Q、孫T及び孫U

(3) 直系血族

直系血族は、直系尊属と直系卑属とを合わせた範囲をいう。

甲の直系血族……祖父A、祖母B、祖父C、祖母D、父I、母J、子Q、孫T及び孫U

🔗 トレーニング 問題 1

! 今回のポイント

直系尊属及び直系卑属とは、単に言葉どおりではなく、いずれも血族関係がなければならない。

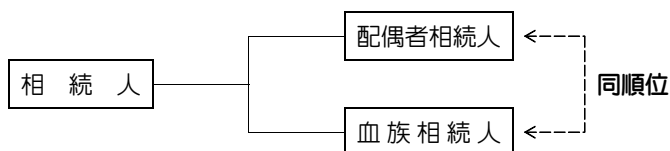
テーマ 2 相続人

理論：重要度 ー

計算：重要度 ★★★

相続により財産を取得することができる者を相続人というが、日本では、相続人となることができる者を民法が定めている（法定相続主義）。

これによると、相続人は、**配偶者相続人**と**血族相続人**の2つに大別され、双方が**同順位**で相続人になるとされている。



ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する者は、相続人となることはできない。

- (1) 相続の開始以前に **死亡** している。
- (2) 相続人の **欠格** 事由に該当している。
- (3) 推定相続人から **廃除** されている。
- (4) 相続の **放棄** をしている。



参考 欠格・廃除

① 相続人の欠格事由（民法891）

故意に被相続人又は相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ又は至らせようとしたために、刑に処せられた者は、相続人となることができない。

② 推定相続人の廃除（民法892）

遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、もしくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人はその推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	配偶者相続人	No.1 第1回
2-2	血族相続人の基礎	No.1 第1回
2-3	直系尊属	No.1 第1回
2-4	代襲相続人	No.1 第1回
2-5	非嫡出子	No.5 第1回
2-6	胎児	No.5 第1回
2-7	連れ子及び離婚した場合の子	No.5 第1回
2-8	半血兄弟姉妹	No.5 第1回
2-9	同時死亡の取扱い	No.5 第1回
2-10	養子縁組があった場合	No.5 第2回
2-11	養子の代襲相続人	No.5 第2回

<メ モ>

2-1 配偶者相続人

■ 配偶者相続人（民法890）

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。

※ 配偶者とは、相続開始の時に被相続人と正式な婚姻関係にある者をいう。

したがって、内縁関係にある者及び離婚した者は、相続人となることができない。

📄 設 例 《相続人の判定》

被相続人甲の相続開始時における甲の親族等は、次のとおりである。

(例1)

配偶者 乙
||
被相続人 甲
||
内縁の妻 丙

(注) 配偶者乙は、被相続人甲の
相続開始以前に死亡している。

(例2)

先 妻 乙
||
被相続人 甲
||
後 妻 丙

(注) 被相続人甲は、先妻乙と離婚
した後に後妻丙と婚姻した。

📖 解 説

(1) 例1について

相続開始以前に死亡している者（配偶者乙）は、相続人となることはできない。
また、相続開始時において被相続人甲と正式な婚姻関係にない者（内縁の妻丙）
は、相続人となることはできない。したがって、被相続人甲の相続人は、次のと
おりである。

相続人……なし

(2) 例2について

相続開始時において被相続人甲と正式な婚姻関係にある者（後妻丙）は、相続
人となれるが、相続開始以前に離婚している者（先妻乙）は、相続人となること
はできない。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……後妻丙

🎯 トレーニング 問題2

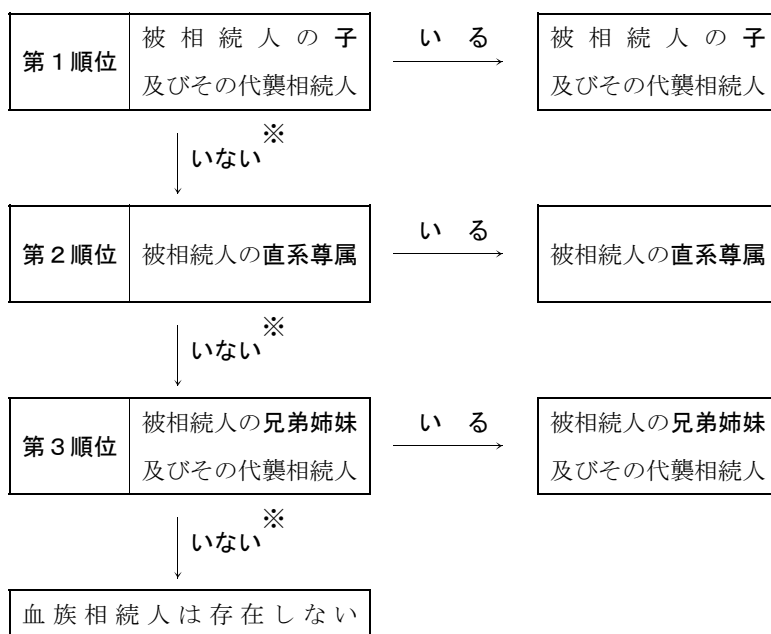
今回のポイント

1. 配偶者とは、正式な婚姻関係にある者のみをいう。
2. 相続人となることができるのは、相続開始の時点において、現に配偶関係にある者である。

2-2 血族相続人の基礎

■ 血族相続人（民法887、889）

配偶者相続人と同順位で相続人となる血族相続人については、順位を付して相続人となる者を定めている。なお、代襲相続人については、テーマ2-4で学習する。



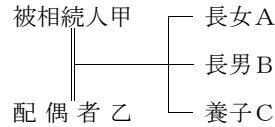
※ 死亡、欠格、廃除及び放棄のいずれかの事由に該当する場合を含む。



設 例 《相続人の判定》

被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

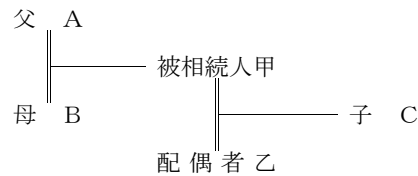
(例 1)



注 1 長女Aは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

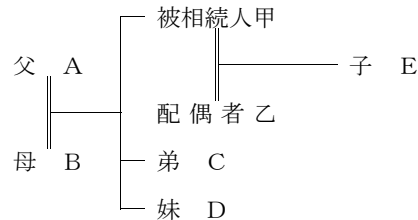
2 養子Cは、被相続人甲の生前甲及び配偶者乙と養子縁組をしている。

(例 2)



注 子Cは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

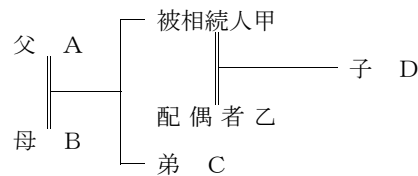
(例 3)



注 1 父A及び子Eは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

2 母Bは、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

(例 4)



注 1 配偶者乙、父A、母B及び弟Cは、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

2 子Dは、被相続人甲の生前、推定相続人から廃除されている。

解説

(1) 例 1 について

長女 A は相続の放棄をしているため、相続人となることはできない。また、被相続人の子には、実子だけではなく、養子も含まれるため、養子 C も相続人となる。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……配偶者乙、長男 B、養子 C

(2) 例 2 について

子 C が相続開始以前に死亡し、第 1 順位で血族相続人となるべき者がいないため、第 2 順位の血族相続人である直系尊属が相続人となる。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……配偶者乙、父 A、母 B

(3) 例 3 について

第 1 順位の子 E が死亡、第 2 順位の父 A 及び母 B が死亡及び放棄をしており、第 1 順位にも第 2 順位にも血族相続人となるべき者がいないため、第 3 順位の血族相続人である兄弟姉妹が相続人となる。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……配偶者乙、弟 C、妹 D

(4) 例 4 について

第 1 順位の子 D は推定相続人から廃除されており、また、第 2 順位の父 A 及び母 B、第 3 順位の弟 C はいずれも相続開始以前に死亡しているため、血族相続人となるべき者はいないこととなる。また、配偶者乙が相続開始以前に死亡しているため、配偶者相続人もいないこととなる。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……なし

トレーニング 問題 2

今回のポイント

1. 血族相続人の判定は、相続開始の時点で行う。
2. 相続人となるべき者の組み合わせは、次の7通りであり、これら以外の組み合わせはない。
 - (1) 配偶者相続人と第1順位の血族相続人
 - (2) 配偶者相続人と第2順位の血族相続人
 - (3) 配偶者相続人と第3順位の血族相続人
 - (4) 配偶者相続人（血族相続人がいない）
 - (5) 第1順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）
 - (6) 第2順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）
 - (7) 第3順位の血族相続人（配偶者相続人がいない）
3. 記号の付け方を固定すること。
 - (1) 死亡、欠格及び廃除…×
 - (2) 放棄……………△
 - (3) 相続人……………○



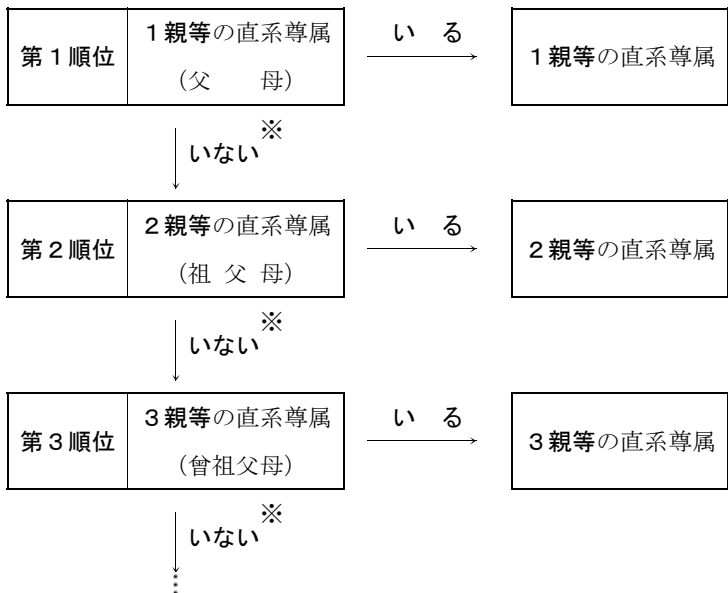
参 考 配偶者相続人も血族相続人も存在しない場合

被相続人の配偶者が存在せず、また血族相続人も存在しない場合には、相続人は存在しないこととなる。なお、この場合には、被相続人の遺産は、特別の場合を除き、国庫に帰属することとなる。

2－3 直系尊属

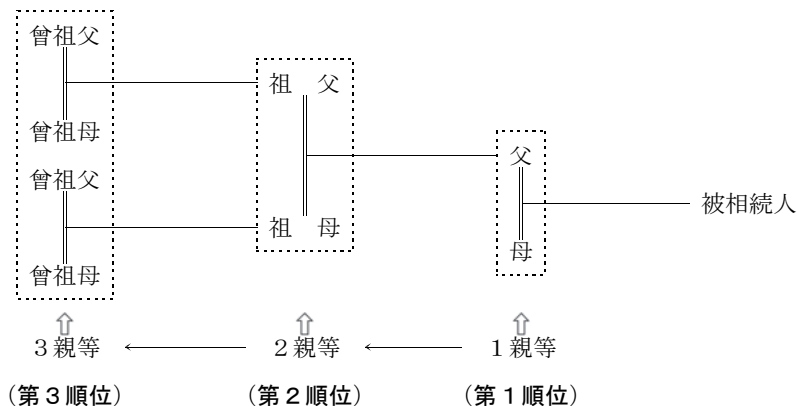
■ 直系尊属（民法889①一）

直系尊属とは、直系（血統が直線的につながっていること）の尊属（自分より世代が上の者）で、かつ、血族である者をいうため、被相続人の父母以外に祖父母等も直系尊属になる。この場合には、被相続人に親等の近い者から優先して相続人となる。



※ 死亡、欠格、廃除及び放棄のいずれかの事由に該当する場合をいう。

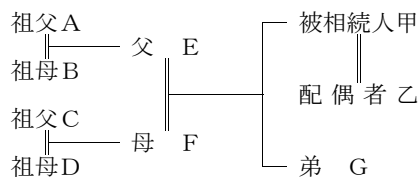
【図 解】



**設 例** 《相続人の判定》

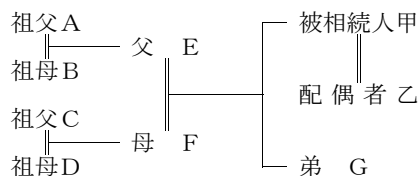
被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

(例 1)



(注) 祖父 A 及び母 F は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

(例 2)



(注) 1 祖父 A、祖母 D 及び父 E は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

2 母 F は、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

**解 説**

(1) 例 1 について

直系尊属が祖母 B、祖父 C、祖母 D 及び父 E の 4 人（祖父 A 及び母 F は死亡）いるが、この 4 人全員が血族相続人となるのではなく、親等の異なる者の間では、親等の近い者から優先するため、1 親等の直系尊属である父 E が血族相続人となり、2 親等の直系尊属である祖母 B、祖父 C 及び祖母 D は血族相続人となることはできない。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……配偶者乙、父 E

(2) 例 2 について

1 親等の直系尊属である父 E が死亡しており、母 F が相続の放棄をしているため、2 親等の直系尊属である祖母 B 及び祖父 C が血族相続人（祖父 A 及び祖母 D は死亡）となる。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……配偶者乙、祖母 B、祖父 C

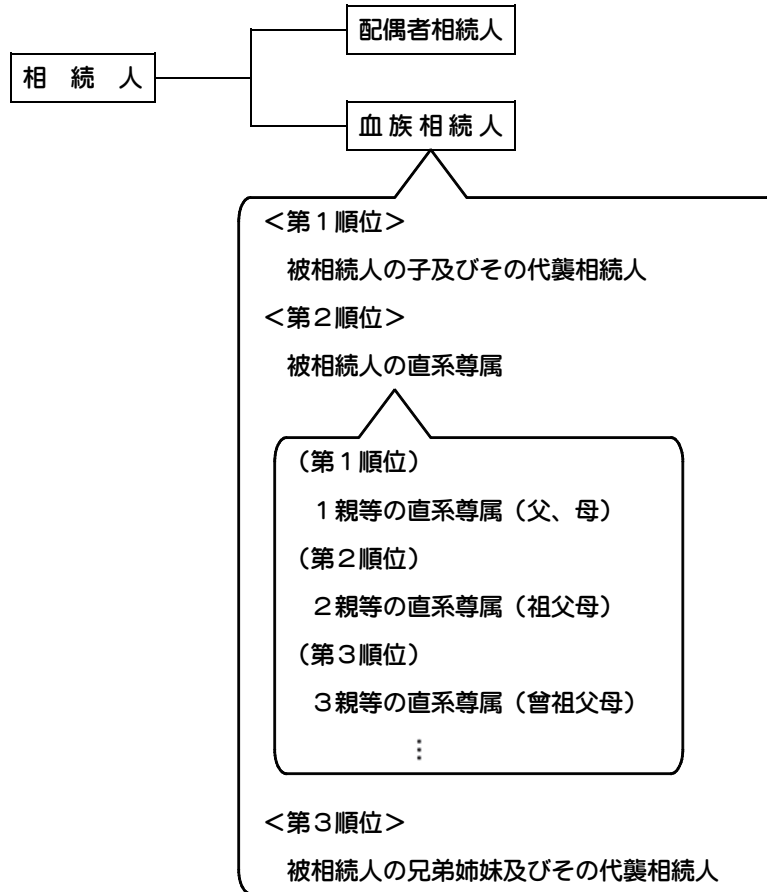
なお、1 親等の直系尊属がいないからといって、即第 3 順位の血族相続人である兄弟姉妹に相続人の判定を移さないようにすること。

！今回のポイント

1. 第2順位の血族相続人である直系尊属は、父母（1親等の直系尊属）だけでなく祖父母等の2親等以上の者もその範囲となる。

ただし、相続人となるのは、これらの者のうち被相続人に親等の最も近い者である。

2. 血族相続人となる者の順位をまとめると次のとおりとなる。

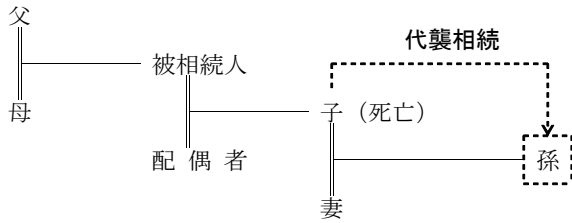


2-4 代襲相続人

1 概要（民法887②、③、889②）

代襲相続とは、血族相続人となるべき者が被相続人の相続の開始以前に死亡等していた場合に、本来その者が相続人となっていたならば、その後財産が移転していったであろうその者の子などに相続させることである。

【図 解】



呼 称	定 義
被 代 襲 者	相続人となるべき地位にあったが、死亡その他の事由により相続権を失ったため、代襲されることとなる者 (上記図解の「子」)
代襲者 (代襲相続人)	被代襲者の子で、代襲により相続人となった者 (上記図解の「孫」)

2 代襲原因

- 相続人となるべき者が、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき
- (1) 相続の開始以前に **死亡** している場合
 - (2) 相続人の **欠格** 事由に該当している場合
 - (3) 推定相続人から **廃除** されている場合

(注)「相続の放棄」は、代襲原因とならない。

3 取扱い

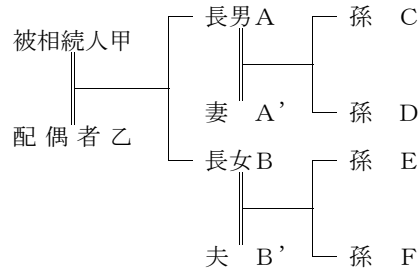
- (1) 第1順位の血族相続人の代襲は、何度でも繰り返す。
- (2) 第2順位の血族相続人には、代襲の制度は存在しない。
- (3) 第3順位の血族相続人の代襲は、1度しか認められない。(兄弟姉妹の子まで)



設 例 《相続人の判定》

被相続人甲の相続開始時における甲の親族は、次のとおりである。

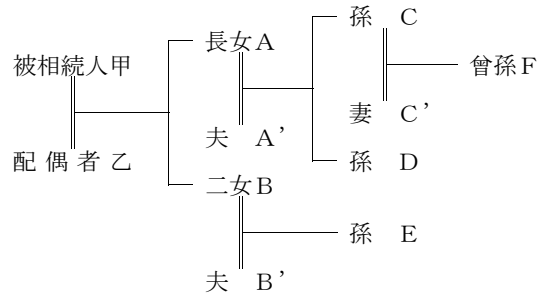
(例 1)



(注) 1 長男 A は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

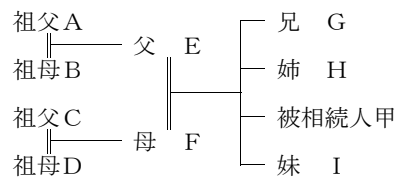
2 長女 B は、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

(例 2)



(注) 長女 A 及び孫 C は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

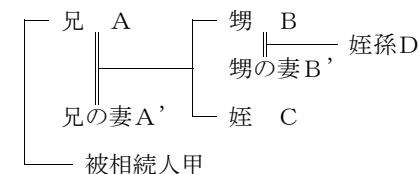
(例 3)



(注) 1 父 E は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

2 母 F は、被相続人甲の相続に関し、適法に相続の放棄をしている。

(例 4)



(注) 兄 A 及び甥 B は、被相続人甲の相続開始以前に死亡している。

解説

(1) 例1について

長男Aの相続開始以前の死亡は代襲原因に該当するため、Aの子である孫C及び孫DがAの代襲相続人となるが、長女Bの相続の放棄は代襲原因とならないため、孫E及び孫Fは代襲相続人とならない。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……配偶者乙、孫C、孫D

(2) 例2について

第1順位の血族相続人の代襲は何度でも繰り返すため、曾孫Fも代襲相続人となる。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……配偶者乙、二女B、孫D、曾孫F

(3) 例3について

第2順位の血族相続人は、直系尊属である。被相続人の父母がいない場合であっても、祖父母がいる場合には、第3順位に移らず、被相続人の祖父母が相続人となる。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……祖父A、祖母B、祖父C、祖母D

また、第2順位には、代襲という考え方が存在しないため、死亡した父側の祖父母しか相続人とならないとは考えないこと。単純に1親等の直系尊属がいないため、2親等の直系尊属が相続人となると考えること。

(4) 例4について

第3順位の血族相続人の代襲は、1度だけ（兄弟姉妹の子まで）であるため、姪孫Dは代襲相続人とならない。したがって、被相続人甲の相続人は、次のとおりである。

相続人……姪C

トレーニング 問題2

！今回のポイント

1. 死亡、欠格及び廃除は代襲原因となるが、相続の放棄は代襲原因とならない。
2. 血族相続人の区分による取扱い

血族相続人の区分	取扱い
第1順位	何度でも繰り返す
第2順位	代襲の制度はない
第3順位	1度だけ認められる

<メ モ>